

○米子市淀江地域審議会条例
平成 17 年3月 31 日条例第3号
米子市淀江地域審議会条例

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、従前の西伯郡淀江町の区域(以下「当該区域」という。)に米子市淀江地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 審議会を設置する期間は、平成17年3月31日から平成32年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、当該区域に係る次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想及び各種計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に掲げるもののほか、審議会は、当該区域に係る事務に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募により選任された者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 審議会は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、米子市淀江支所において処理するものとし、必要に応じ、関係部署と連絡調整するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年3月 31 日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成 32 年3月 31 日限り、その効力を失う。